

委員会
報告

議会基本条例制定に関する
特別委員会活動報告4

議会だより29号（11月15日発行）以降に開かれた、当委員会の活動についてお知らせします。

11月19日

第9条
（議会の議決事件）

地方自治法96条2項に規定されている地方公共団体の事件について、議会が議決すべき事項を選別協議し、本条例に盛込むべき項目を整理した。

12月20日

第10条
（自由討議による
合意形成）

議会は、議員による討議の場であることを認識しつつ、議員間の十分な討議によって合意形成を諮ること（原則として、委員会活動を中心に議員間討議を行うものとする）また、町長等の意見や方針、または、政党・会派・グループ等の意見や方針にとらわれることなく、自由な討議を基本とする審議を行うことの確認をした。

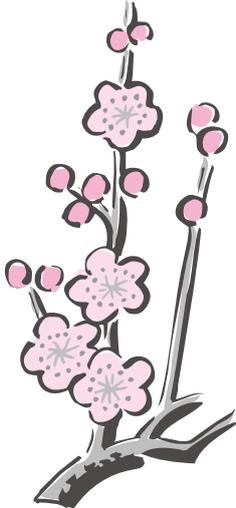
1月21日

議会基本条例の『序文』

真鶴町議会の果たすべき役割、究極の目標について協議。

『町民憲章』にあるように、光り輝く海と緑豊かな美しい町。町民の心ふるさと、歴史あるわが町を愛し誇りとする。心ふれあう住みよい町をめざして、真鶴町議会が果たす真の役割を協議した。各委員から様々な案が提案され、おのおのの思いがあり、一つの文章としてまとめるにはもう少し協議を重ねることとした。

委員長 岩本 克美



湯河原美化センターからの排出基準を越すダイオキシン類が検出されました

町内から発生したごみを焼却処分している湯河原美化センターでは、毎年1回のダイオキシン類の排出定期検査をおこなっています。

昨年10月1日に、定期検査がおこなわれ、11月10日に検査結果が出ました。

その結果、国の排出基準5ng-TEQ/m³のところ、1号炉は排出基準値以内の2.3ng-TEQ/m³でしたが、2号炉は12ng-TEQ/m³という基準値を越す結果が出てしまいました。

そのため、ただちに2号炉を停止し調査したところ、排出ガスの温度を下げる空気予熱器の損傷によって、ダイオキシン類が発生してしまったものが原因でした。

それに掛かる応急修理の経費が、今年1月17日の湯河原町真鶴町衛生組合議会臨時会で補正予算として議決されました。

しかし、2号炉が再稼動するためには、修理の後に再検査をおこない、ダイオキシン類の排出が基準値以内になったことを確認し、神奈川県から再開の許可をいただく必要がありますので、2号炉の再開は早くても3月上旬となってしまいます。

現在、ごみを貯留するごみピットには、処理しきれないごみが山積みとなっており、このままごみが増え続ければ、近隣の市町に焼却を依頼することとなり、多額の処理費用がさらに必要となります。

真鶴町議会としても、町民の皆様につきのような取り組みで、ごみの排出抑制にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

- 1、まずは、ごみを出さない生活を心がけてほしい。
- 2、ごみのさらなる分別で、焼却ごみを減らしてほしい。
- 3、生ごみは、さらにしっかりと水切りをして出してほしい。
- 4、生ごみ処理機の設置助成金の制度を活用して、家庭で生ごみの処理に取り組んでほしい。

※ ng（ナノグラム）：重量を表す単位で10億分の1グラム

